

令和4・5年度霧島市建設工事入札参加資格審査申請書の記入要領・確認票

(申請者名 霧島工務店株式会社 始良営業所)

※提出前に必要書類を確認し、「提出前確認欄」でチェックをしてください。※

番号	提出の要否	提出前確認欄	受付者確認欄	申請に係る指定書類及びファイルへの綴じ込み順位	指定様式	提出部数	摘要
	○	✓		入札参加資格申請の確認票(本票)	本票	2	提出前確認欄に チェックしたものを2部提出 してください。(本市管理用、申請者控用)
1	○	✓		建設工事入札参加資格審査申請書	様式1-1 1-2 記載要領	各1	申請書は、 記載要領(技術職員等人数チェック表を記入)を含め3枚 全て提出。 (委任がある場合 、様式1-2に、契約等に関する委任を受けた支社・支店・営業所等(以下委任先という)についての記入押印をすること。)
2	○	✓		建設業許可通知書の写し		1	許可の 有効期間が申請日現在で残っているもの 。(許可更新中の場合はそれを称する書面の写しの添付が必要) (更新時には随時写しを提出すること)
3	○	✓		総合評定値通知書の写し		1	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し。 (審査基準日が令和2年7月1日以降のもの)(更新時には随時写しを提出すること)
4	○	✓		経営規模等評価申請書の写し		1	経営規模等評価申請書の写し。 (今回提出する3.総合評定値通知書(写)に係るもの)
5	○	✓		工事種類別完成工事高表の写し		1	経営事項審査で申請書に添付された完成工事高の写し。 (今回提出する3.総合評定値通知書(写)に係るもの)
6	○	✓		直前2箇年間の工事経歴書の写し。		1	経営事項審査で申請書に添付された工事経歴書の写しを2決算期分。 (今回提出する3.総合評定値通知書(写)に係るもの)
7	△	-		業態調書(1)(2)(3)	様式2-1 2-2 2-3	各1	・業態調書は、次に該当するもの以外、提出不要。 鹿児島県内に本社・本店を置き、自社で直接的かつ恒常的に雇用している職員で、「路面標示施工」の資格を有する者がいる場合。「02業態調書(手入力)」か、または「02業態調書(自動集計)」「03技術職員(自動集計)」のいずれかか。 ・技術者の資格に関する集計表です。建設工事入札参加資格審査申請書末尾の「記載要領」に従い、申請書、様式3関係の資格数・技術者数等と矛盾がないように作成すること。
8	△	-		技術職員名簿(指定様式) ・技術職員の資格証写し・保険証写しは添付不要	様式3	1	・上記の業態調書を提出する場合で「02業態調書(自動集計)」を提出する場合のみ提出 ・様式中の「技術職員名簿記載要領」等に従い、提出する技術者名簿と申請書、様式2関係の資格数・技術者数等と矛盾がないように作成すること。 ・内容が同等であれば自社独自の名簿でも可。あるいは8.9いずれかの名簿でも可。 ・「資格名等」については、「業態調書」の「資格等」欄の各資格を記載すること。
9	○	✓		技術職員名簿(経営事項審査)		1	・経営事項審査で申請書に添付された技術職員名簿の写し。(今回提出する3.総合評定値通知書(写)に係るもの) ・技術者名簿を本名簿(9.技術職員名簿(経営事項審査))のみ提出する場合、経営事項審査の総合評定値通知書で認定された総技術者数(=経営事項審査の名簿上の総技術者のうち認定された技術者の数)と様式1-2(申請書)の「全体の常勤職員の数」欄の「①有資格者数」は一致しなくてもよい。
10	○	✓		建設業許可申請時添付別紙二(1)又は(2)(営業所一覧表)の写し		1	全者提出。直近申請時のものを提出し、変更があった場合は変更届出書(第一・二面)を提出すること。
11	△	✓		委任状(委任先がある場合のみ)	様式7	1	本社代表者からの2ヶ年度委任状。委任者の印は届にある使用印。 ※写し不可。
12	○	✓		商業登記履歴事項証明書(代表者身分証明書)※		1	法人の場合は 法務局で発行される 商業登記の履歴事項全部証明書 。個人の場合は代表者の本籍地のある市(区)町村で発行される 身分証明書 の写し。 写し可。
13	○	✓		使用印届	共通1	1	実印と使用印を押印すること。実印を使用印とする場合は、使用印欄にも実印を押印すること。 ※写し不可。
14	○	✓		印鑑証明書 ※		1	法人の場合は法務局、個人の場合は代表者の市町村発行の印鑑証明書。写し可。
15	△	-		非課税申立書	共通7	1	納税証明書(滞納のない証明書等含む)が発行されない場合(非課税の場合)に提出すること。
16	本委本委本委	本委本委本委	本委	納税状況に関する事項 ※			委任する場合は、本店と委任先の納税証明書を提出。写し可。
	○△	✓✓		(1)都道府県税の納税証明書		1	都道府県が発行する「 都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書 」。 本社、委任先が県外の場合で「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」がない場合、直近(令和3年度)の「納税証明書」。
	本委本委本委	本委本委本委	本委	(2)市区町村税の納税証明書		1	本社、委任先の所在地の市区町村で取得してください。 本市の場合、「 滞納なし証明書 」。本市以外の自治体が、滞納のない旨の証明書を発行していない場合、直近(令和3年度)の法人(個人)にかかる市区町村税全てについての「納税証明書」。
				(※新規設立・設置の場合)		1	本市での法人の新規設立又は委任先の新設が、この資格審査の申請時より概ね1年未満で賦課がない場合、「(法人市民税用)法人異動報告書」(法人控分)の写し。
				(3)国税・消費税及び地方消費税の納税証明書			下記のうちいずれか該当するものを必ず提出。
	△	✓		・法人の場合 (法人税・消費税及び地方消費税)		1	税務官署が発行する「法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書(その3の3)」
	△	-		・個人の場合 (申告所得税・消費税及び地方消費税)		1	税務官署が発行する「申告所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書(その3の2)」
17	○	✓		市税等納入状況調査同意書	共通3	1	指定様式に記入の上、提出すること。

令和4・5年度霧島市建設工事入札参加資格審査申請書の記入要領・確認票

(申請者名 霧島工務店株式会社 始良営業所)

※提出前に必要書類を確認し、「提出前確認欄」でチェックをしてください。※

番号	提出の 要否	提出前 確認欄	受付者 確認欄	申請に係る指定書類及び ファイルへの綴じ込み順位	指定 様式	提出 部数	摘 要
18	○	✓		労災保険料納入証明書 ※	(共通4)	1	労働局又は職安等で発行するもの(写し可。領収書の写しは不可)。 経営事項審査申請用(雇用保険)も不可。 ※労災保険料納入の実績がない場合は申立書(共通様式4)又は任意の申立書等を提出すること。
19	○	✓		建設業退職金共済事業加入・ 履行証明書 ※	(様式8)	1	経営事項審査の申請に添付したもので可。写し可。 ※未加入の場合は、申立書(様式8)又は任意の申立書等を提出すること。
20	○	✓		資本関係又は人的関係に関する 調査	共通8	1	指定様式に記載、該当なしの場合も「該当なし」の旨記載し、 全者提出すること。
21	○	✓		誓約書	別記第2	1	暴力団等でない事及び個人住民税の特別徴収義務者に指定された際の実施についての誓約書。
22	○	✓		自己及び自社の役員等の名簿	共通9	1	全者提出のこと。
23	○	✓		財務諸表等(直前の事業年度分)		1	【法人】財務諸表 申請書を提出する直前期末における貸借対照表及び損益計算書。 【個人】税務署に提出した直近の所得税確定申告書の写し。(青色申告者)青色申告の損益計算書及び貸借対照表。(白色申告者)白色申告の収支内訳書
24	○	✓		入札参加資格通知書 通知書返信用封筒	共通6	1	入札参加資格通知書については、入札参加資格審査後に一斉に送付します。 共通様式6の入札参加資格通知書に、切手貼付済みの返信用封筒を必ず添付して提出してください。
25	△	✓		申請者受付通知用ハガキ または受付通知書及び返信用 封筒	共通10	1	入札参加資格通知書に先立って受付通知が必要な場合は、受付通知用ハガキを準備いただければ、裏面に受付印を押印してお送りいたします。または共通様式10の受付通知書(あるいは独自の通知書)に、切手貼付の返信用封筒を添付して提出してください。

(添付書類のうち官公署が交付する証明書類の提出要領について⇒項目の末尾に※記載の証明書)

1. 発行日が、申請日前3ヶ月以内のものを提出すること。
2. 写し可。但し、複写機等で用紙に複写し提出する際は全てA4版とし、鮮明であるものを提出すること。

(ファイルの提出方法について)

1. ファイルに綴じる順番は返送予定の25、24を一番上に、その後、この記入要領・確認表、そして1～23の番号順に書類を紙のフラットファイルに綴じ込んでください。指定ファイルA4版縦長(色指定なし)を1部提出。
2. 指定ファイルA4版縦長(色指定なし)の背表紙に「令和4・5年度入札参加資格審査申請書」及び「商号」を記入してください。

令和 4 ・ 5 年度霧島市建設工事入札参加資格審査申請書【市外業者用】

霧島市長 殿

全てのシートについて、色つきのセルにのみ入力する

継続新規の別
前回未申請(以前参加資格有)
資格の喪失を
前回からの継続か、
前回申請していない
が以前参加資格が
あったか、今回初めて
申請かを選択

霧島市が行う建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の喪失を
申請します。

なお、申請者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該
あること及び提出書類のすべての記入・証明事項は事実と相違ないことを誓約します

国土交通大臣許可又は
各都道府県知事許可が
分かるよう直接入力

国土交通大臣 許可 (特 般 — 2) 第 12345 号
鹿児島県知事 2 67890

(〒 890 - ●●●●)

(フ リ ガ ナ) カゴシマシ〇〇〇チョウ

住 所 鹿児島市〇〇〇町〇丁目〇番〇号

(フ リ ガ ナ) キリシマコウムテンカブシキガイシャ

商号又は名称 霧島工務店株式会社

(フ リ ガ ナ) キリシマ タロウ

代表者職・氏名 代表取締役 霧島 太郎

実印
印

電 話 番 号 (099 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

FAX 番 号 (099 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

緊 急 連 絡 先 (090 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

E-mailアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇.ne.jp

受付番号
(受 付 印)

(フ リ ガ ナ) キリシマ イチロウ

担 当 者 名 霧島 一郎

雇用保険加入の有無	健康保険加入の有無	厚生年金保険加入の有無	市内居住従業員の個人住民税 特別徴収の実施の有無
有	有	有	無

入札参加資格審査を申請する建設工事の種類

※直前2年間に工事实績のある建設工事(官・民、元請・下請の別は問いません。)で、入札
参加資格審査の申請を行う建設工事について、申請の有無の欄に「〇」印を付けてください。

申請の有無	建設工事の種類	申請の有無	建設工事の種類	申請の有無	建設工事の種類
〇	(1) 土 木 一 式 工 事		(11) 鋼 構 造 物 工 事		(21) 熱 絶 縁 工 事
〇	(2) 建 築 一 式 工 事		(12) 鉄 筋 工 事		(22) 電 気 通 信 工 事
	(3) 大 工 工 事		(13) ほ 装 工 事		(23) 造 園 工 事
	(4) 左 官 工 事		(14) しゅんせつ工 事		(24) さ く 井 工 事
〇	(5) とび・ホ・エ・工・事 コンクリート工 事		(15) 板 金 工 事		(25) 建 具 工 事
	(6) 石 工 事		(16) ガ ラ ス 工 事		(26) 水 道 施 設 工 事
	(7) 屋 根 工 事		(17) 塗 装 工 事		(27) 消 防 施 設 工 事
	(8) 電 気 工 事		(18) 防 水 工 事		(28) 清 掃 施 設 工 事
	(9) 管 工 事		(19) 内 装 仕 上 工 事	〇	(29) 解 体 工 事
	(10) タイル・れんが・ ブ ロ ッ ク 工 事		(20) 機 械 器 具 設 置 工 事		

様式1-2【建設工事】

経理事務等の業務に従事し、現場に出ない者の数

①、②の資格を有しない、現場作業員や運転手等

全体の常勤職員の数(人)

①有資格技術職員	②左記以外の技術職員	③事務職員	④その他の職員	⑤計
4	1	3	5	13
			⑥うち役員等	3

主任技術者、監理技術者資格を有する者の数(業態調書1, 2の資格を有する職員)

①以外の資格のみ有する者の数(業態調書(3)の有資格者数)(どちらも有している者は①で計算)

全体の営業年数等

①創業	平成 1 年 4 月 1 日
②休業期間又は転(廃)業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
③現組織への変更	平成 30 年 4 月 1 日
④営業年数	年

電子入札用電子証明書(ICカード)の状況

ICカードの取得	有
本市への届出	有
本市利用者登録番号(10桁)	1234567890
ICカードの有効期限	2025年3月31日

②に該当する期間は差し引くこと。R4.4.1現在で満了している年数を記入

本市との災害支援(防災)協定等の締結状況

※ 申請時点で本市と災害支援(防災)協定を締結している団体に加入している場合に記入すること。

項目	団体名等	加入の有無
災害協定の締結	霧島市建設同志会	無
	霧島市管工事業協同組合	無

※委任される場合は、下記も記入してください※

(フリガナ) (〒 899 - 0000)
 委任先住所 アイラシ〇〇チョウ
 始良市〇〇町〇〇番〇〇号

(フリガナ) キリシマコウムテンカブシキカイシャ アイラエイギョウショ
 商号又は名称 霧島工務店株式会社 始良営業所

使用印

(フリガナ) キリシマ ミツコ
 受任者職・氏名 所長 霧島 三子

印

電話番号 (0995 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)
 FAX番号 (0995 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)
 緊急連絡先 (080 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

E-mailアドレス 〇〇〇〇@△□△.ne.jp

委任先の設置年月日・営業年数

(フリガナ) キリシマ シロウ
 担当者名 霧島 四郎

設置日	H 30 年 4 月
営業年数	4 年

①有資格技術職員	②左記以外の技術職員	③事務職員	④その他の職員	⑤計
2		1	1	4

申請様式（様式1-1、2）記載要領

1. 委任先住所等については、委任する場合のみ記載すること。
2. 希望業種については、工種ごとに申請の有無の欄に○をつけること。記載漏れがないようくれぐれも注意してください。また、建設業許可、経営事項審査を受けていない業種、経営事項審査の直近2年間に実績のない業種の希望はできません。

委任先の場合は、営業所一覧表に記載のある業種のみになります。

3. 様式3を作成した場合、様式1-2の各人数欄について下記の表を用いて突合すること。
※ 様式3を作成しないときは突合の必要はありません。突合表の人数欄に×を入力すること。
※ 様式3を委任先で作成した場合、下表の常勤職員の数は委任先人数を直接入力すること。

様式1-2「全体の常勤職員の数」			様式3の各人数		
①の数	2	人	様式3の有資格技術職員合計	2	人
①+②の数	2	人	様式3の技術職員合計	2	人

※自社の職員数のみを記載し、友好・協力関係にある別事業者の職員は含めないこと。

4. 「雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入の有無」の欄は、申請日時点での加入状況を記入すること。
※保険加入の状況が「無」の場合は、入札参加資格は認められません。
5. 「市内居住従業員の個人住民税特別徴収の実施の有無」の欄は、霧島市居住の従業員がおり、霧島市での特別徴収に該当する場合に「有」を選択すること。（他市での特別徴収に該当しても、霧島市での特別徴収に該当しない場合は「無」を選択。）
6. 「全体の常勤職員の数」及び「委任先の常勤職員の数」は、申請日時点での人数を記入すること。
7. 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあるので注意すること。

受付番号

商号・名称 霧島工務店株式会社 始良営業所

業 態 調 査 (1)

有資格技術職員となる資格保有の内訳

根拠法	コード	資格等	技術資格数
建設業法 (技術検定) (解体有資格者)	111	1級建設機械施工技士	
	212	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種)	
	113	1級土木施工管理技士	
	214	2級土木施工管理技士(土木)	
	215	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	
	216	2級土木施工管理技士(薬液注入)	
	120	1級建築施工管理技士	
	221	2級建築施工管理技士(建築)	
	222	2級建築施工管理技士(建築)	
	223	2級建築施工管理技士(建築)	
	127	1級電気工事施工管理技士	
	228	2級電気工事施工管理技士	
建築士法	129	1級管工事施工管理技士	
	230	2級管工事施工管理技士	
	239	木造建築士	
電気工事士法	131	1級電気通信工事施工管理技士	
	232	2級電気通信工事施工管理技士	
電気事業法	133	1級造園施工管理技士	
	234	2級造園施工管理技士	
電気通信事業法	137	1級建築士	
	238	2級建築士	
水道法	239	木造建築士	
	155	第1種電気工事士	
消防法	256	第2種電気工事士(3年)	
	258	電気主任技術者 (第1種~第3種)(5年)	
職業能力開発促進法	259	電気通信主任技術者(5年)	
	265	給水装置工事主任技術者(1年)	
職業能力開発促進法	168	甲種 消防設備士	
	169	乙種 消防設備士	
	171	建築大工(1級)	
	271	建築大工(2級)(3年)	
	164	型枠施工(1級)	
	264	型枠施工(2級)(3年)	
	172	左官(1級)	
	272	左官(2級)(3年)	
	157	とび・とび工(1級)	
	257	とび・とび工(2級)(3年)	
	173	コンクリート圧送施工(1級)	
	273	コンクリート圧送施工(2級)(3年)	
	166	ウェルポイント施工(1級)	
	266	ウェルポイント施工(2級)(3年)	
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)	
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(2級)(3年)	
	175	給排水衛生設備配管(1級)	
275	給排水衛生設備配管(2級)(3年)		
176	配管・配管工(1級)		
276	配管・配管工(2級)(3年)		

根拠法	コード	資格等	技術資格数	
建設業法	170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)		
	270	建築板金「ダクト板金作業」(2級)(3年)		
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)		
建設業法	平成28年6月の改正に伴う解体工事業の技術者の経過措置について			
	各種技士資格のうち、解体工事技術者となる可能性のある施工管理技士資格(土木施工管理技士等)で、実際に解体工事技術者になれる場合は、こちらに入力してください。登録解体工事講習 未修了等 により解体工事技術者になれない場合は、業態調査書(2)にある該当欄に入力してください。			
	また、経過措置の終了により、講習受講等の有無に係わらず、解体工事技術者になれない技士資格(建設機械施工技士等)は、こちらに入力してください。			
	元々、解体工事技術者になれない技士資格(管工事施工管理技士等)も、こちらに入力してください。			
	力開発促進法	186	かわらぶき・スレート施工(1級)	
		286	かわらぶき・スレート施工(2級)(3年)	
		187	ガラス施工(1級)	
		287	ガラス施工(2級)(3年)	
		188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
		288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)(3年)	
		21	鹿児島県内に本社・本店を置き、自社で直接的かつ恒常的に雇用している技術職員で「路面標示施工」の資格を有している者がいる場合、本様式、又は自動集計の様式を必ず提出してください。	
		189	釜屋塗装・釜屋塗装工(2級)(3年)	
191		噴霧塗装(1級)		
291		噴霧塗装(2級)(3年)		
167		路面標示施工		
192		畳製作・畳工(1級)		
292	畳製作・畳工(2級)(3年)			
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)			
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)(3年)			
194	熱絶縁施工(1級)			
294	熱絶縁施工(2級)(3年)			
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)			
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)(3年)			

受付番号

商号・名称 霧島工務店株式会社 始良営業所

業 態 調 査 (2)

有資格技術職員となる資格保有の内訳

根拠法等	コード	資格等	技術資格数
開発職業能力促進法	196	造園(1級)	
	296	造園(2級)(3年)	
	197	防水施工(1級)	
	297	防水施工(2級)(3年)	
	198	さく井(1級)	
	298	さく井(2級)(3年)	
	61	地すべり防止工事士(1年)	
	62	建築設備士(1年)	
	63	計装士(1年)	
基幹技能者	64	基幹技能者	
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	
	145	機械・総合技術監理(機械)	
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)	
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	148	平成28年6月の改正に伴う解体工事業の技術者の経過措置について	
	149	赤い文字で記載されている資格については、経過措置の終了に伴い、解体工事業の技術者に一律なれなくなるなどして、仕分の必要がなくなりました。アルファベットのついていない通常のコードの資格を入力してください。	
	150		
	151		
	152		
	153		
	154	標準書式につきましては、今回の業態調査の説明追記にあわせて、同様に着色しました。それ以前にダウンロードした標準書式も、使用そのものは問題ありませんので、そのままお使いください。	
	実務経験	001	同等(認定者)
002			
003			
004			
005		その他(法第7条第2号ハ該当(実務経験要件緩和))	
(経過措置終了により解体資格なし)	11A	一級建設機械施工技士(解体資格無)	
	21B	二級建設機械施工技士(第1種~第6種)(解体資格無)	
	11C	一級土木施工管理技士(解体資格無)	
	21D	二級土木施工管理技士(土木)(解体資格無)	
	21E	二級土木施工管理技士(薬液注入)(解体資格無)	
	12A	一級建築施工管理技士(解体資格無)	

根拠法等	コード	資格等	技術資格数
建設業法(経過措置終了により解体資格なし)	22B	二級建築施工管理技士(躯体)(解体資格無)	
	14A	建設・総合技術監理(建設)(解体資格無)	
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(解体資格無)	
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(解体資格無)	
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(解体資格無)	
	15A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(解体資格無)	
	16B	型枠施工(1級)(解体資格無)	
	26B	型枠施工(2級)(3年)(解体資格無)	
	15B	とび・とび工(1級)(解体資格無)	
	25B	とび・とび工(2級)(3年)(解体資格無)	
	17A	コンクリート圧送施工(1級)(解体資格無)	
	27A	コンクリート圧送施工(2級)(3年)(解体資格無)	
	16C	ウエルポイント施工(1級)(解体資格無)	
	26C	ウエルポイント施工(2級)(3年)(解体資格無)	
	06A	地すべり防止工事士(1年)(解体資格無)	
	040	基礎ぐい工事	
	060	解体工事	
技術資格数合計(有資格技術区分)①			

・有資格技術職員とは、経営事項審査における「監理技術者」「主任技術者」になりうる資格や実務経験を有する者を指します。

・解体工事については、経過措置終了により、資格自体が解体工事業の技術者になれない資格等を除いて、講習未受講等により、解体工事業の技術者になれない場合は(経過措置終了により解体資格なし)になります。

・様式3「技術職員名簿」を作成した場合、その内容は様式2「業態調査(自動集計)」に反映されるため、本様式は作成不要です。

受付番号

商号・名称 霧島工務店株式会社 始良営業所

業 態 調 査 (3)

その他の資格の内訳

根拠法等	コード	資格等	技術資格数
そ の 他 （ 有 資 格 区 分 外 ）	901	浄化槽設備士	
	902	浄化槽管理士	
	903	解体工事施工管理技士	
	904	推進工事技士	
	905	下水道技術検定(第一種)	
	906	下水道技術検定(第二種)	
	907	下水道管路管理技士(清掃)	
	908	産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)	
	909	1級舗装施工管理技術者	
	910	2級舗装施工管理技術者	
	911	石綿取扱作業従事者	
	912	排水設備工事責任技術者	
	913	ポンプ施設管理技術者(一級)	
	914	ポンプ施設管理技術者(二級)	
	915	配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)【(社)日本水道協会】	
	916	配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手・大口径)【(社)日本水道協会】	
	917	給水装置工事配管技能者	
	918	特定化学物質等作業主任者	
	919	特別管理産業廃棄物管理責任者	
	920	水道施設管理技士	
	921	街路樹剪定士	
	922	農業指導士	
	923	破砕・リサイクル施設技術管理士	
	924	職業訓練指導員	
	925	水道配水用ポリエチレン管・継手・施工講習受講証【POLITEC】	
	926	継手接合研修会受講者(NS形・GX形・φ450mm以下)【日本ダクタイル鉄管協会】	
	927	継手接合研修会受講者(NS形・φ500mm以上)【日本ダクタイル鉄管協会】	
その他の資格数合計②			
技術資格数合計(①+②)			

受付番号

商号・名称 霧島工務店株式会社 始良営業所

業 態 調 査 (1)

自動集計のため、
入力不要です。

有資格技術職員となる資格保有の内訳

根拠法	コード	資格等	技術資格数
建設業法 (技術検定)	111	1級建設機械施工技士	1
	212	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種)	
	113	1級土木施工管理技士	1
	214	2級土木施工管理技士(土木)	
	215	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	
	216	2級土木施工管理技士(薬液注入)	
	120	1級建築施工管理技士	
	221	2級建築施工管理技士(建築)	
	222	2級建築施工管理技士(建築)	
	223	2級建築施工管理技士(建築)	
	127	1級電気工事施工管理技士	
	228	2級電気工事施工管理技士	1
	129	1級管工事施工管理技士	
230	2級管工事施工管理技士	1	
131	1級電気通信工事施工管理技士		
232	2級電気通信工事施工管理技士		
133	1級造園施工管理技士		
234	2級造園施工管理技士		
建築士法	137	1級建築士	
	238	2級建築士	
	239	木造建築士	
電気工事士法	155	第1種電気工事士	
	256	第2種電気工事士(3年)	
電気事業法	258	電気主任技術者 (第1種~第3種)(5年)	
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者(5年)	
水道法	265	給水装置工事主任技術者(1年)	1
消防法	168	甲種 消防設備士	
	169	乙種 消防設備士	
職業能力開発促進法	171	建築大工(1級)	
	271	建築大工(2級)(3年)	
	164	型枠施工(1級)	
	264	型枠施工(2級)(3年)	
	172	左官(1級)	
	272	左官(2級)(3年)	
	157	とび・とび工(1級)	
	257	とび・とび工(2級)(3年)	
	173	コンクリート圧送施工(1級)	
	273	コンクリート圧送施工(2級)(3年)	
	166	ウェルポイント施工(1級)	
	266	ウェルポイント施工(2級)(3年)	
	174	冷凍空調和機器施工・空調設備配管(1級)	
	274	冷凍空調和機器施工・空調設備配管(2級)(3年)	
	175	給排水衛生設備配管(1級)	
	275	給排水衛生設備配管(2級)(3年)	
	176	配管・配管工(1級)	
276	配管・配管工(2級)(3年)		

根拠法	コード	資格等	技術資格数
	170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
	270	建築板金「ダクト板金作業」(2級)(3年)	
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)	
力 開 発 促 進 法	186	かわらぶき・スレート施工(1級)	
	286	かわらぶき・スレート施工(2級)(3年)	
	187	ガラス施工(1級)	
	287	ガラス施工(2級)(3年)	
	187	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)(3年)	
	189	鹿児島県内に本社・本店を置き、 自社で直接的かつ恒常的に雇用 している技術職員で「路面表示施 工」の資格を有している者がいる 場合、本様式、又は自動集計の様 式を必ず提出してください。	
	289		
	190		
	290		
	191		
	291	噴霧塗装(2級)(3年)	
	167	路面標示施工	
	192	畳製作・畳工(1級)	
	292	畳製作・畳工(2級)(3年)	
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕 上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・ 表具工(1級)	
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕 上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・ 表具工(2級)(3年)	
194	熱絶縁施工(1級)		
294	熱絶縁施工(2級)(3年)		
195	建具製作・建具工・木工・カーテン ウォール施工・サッシ施工(1級)		
295	建具製作・建具工・木工・カーテン ウォール施工・サッシ施工(2級)(3年)		

平成28年6月の改正に伴う解体工事業の
技術者の経過措置について

各種技士資格のうち、解体工事技術者とな
れる可能性のある施工管理技士資格(土木
施工管理技士等)で、実際に解体工事技術
者になれる場合は、こちらにカウントされるよ
う、技術職員名簿で選択・入力してください。
登録解体工事講習未修了等により解体工事
技術者になれない場合は、業態調書(2)に
ある該当欄にカウントされるように入力してく
ださい。

また、経過措置の終了により、講習受講等
の有無に係わらず、解体工事技術者になれ
ない技士資格(建設機械施工技士等)は、こ
ちらにカウントされるように入力してください。

元々、解体工事技術者になれない技士資格
(管工事施工管理技士等)も、こちらにカウ
ントされるように入力してください。

受付番号

商号・名称 霧島工務店株式会社 始良営業所

業 態 調 査 書 (2)

有資格技術職員となる資格保有の内訳

根拠法等	コード	資格等	技術資格数
開発促進法	196	造園(1級)	1
	296	造園(2級)(3年)	
	197	防水施工(1級)	
	297	防水施工(2級)(3年)	
	198	さく井(1級)	
	298	さく井(2級)(3年)	
基幹技能者	61	地すべり防止工事士(1年)	
	62	建築設備士(1年)	
	63	計装士(1年)	
技術士法	64	基幹技能者	
	141	建設・総合技術監理(建設)	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	
	145	機械・総合技術監理(機械)	
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)	
	147	平成28年6月の改正に伴う解体工事の技術者の経過措置について	
	148	赤い文字で記載されている資格については、経過措置の終了に伴い、解体工事の技術者に一律なくなるとして、仕分の必要がなくなりました。アルファベットのついていない通常のコードの資格を 技術職員名簿で選択・入力してください。	
	149		
	150		
	151		
	152		
	153		
	154	標準書式につきましては、今回の業態調査の説明追記にあわせて、同様に着色し、技術職員名簿の選択項目から削除しました。それ以前にダウンロードした標準書式も、技術職員名簿で選択できるだけで、使用そのものは問題ありませんので、そのままお使いください。	
実務経験	001	【認定者】	
	002		
	003		
	004	同等【認定者】	
	099	他(法第7条第2号ハ該当(実務経験要件緩和))	
(経過措置終了により解体資格なし)	11A	一級建設機械施工技士(解体資格無)	
	21B	二級建設機械施工技士(第1種~第6種)(解体資格無)	
	11C	一級土木施工管理技士(解体資格無)	
	21D	二級土木施工管理技士(土木)(解体資格無)	
	21E	二級土木施工管理技士(薬液注入)(解体資格無)	
	12A	一級建築施工管理技士(解体資格無)	

根拠法等	コード	資格等	技術資格数
建設業法(経過措置終了により解体資格なし)	22B	二級建築施工管理技士(躯体)(解体資格無)	
	14A	建設・総合技術監理(建設)(解体資格無)	
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(解体資格無)	
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(解体資格無)	
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(解体資格無)	
	15A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(解体資格無)	
	16B	型枠施工(1級)(解体資格無)	
	26B	型枠施工(2級)(3年)(解体資格無)	
	15B	とび・とび工(1級)(解体資格無)	
	25B	とび・とび工(2級)(3年)(解体資格無)	
	17A	コンクリート圧送施工(1級)(解体資格無)	
	27A	コンクリート圧送施工(2級)(3年)(解体資格無)	
	16C	ウエルポイント施工(1級)(解体資格無)	
	26C	ウエルポイント施工(2級)(3年)(解体資格無)	
	06A	地すべり防止工事士(1年)(解体資格無)	
	040	基礎ぐい工事	
060	解体工事		
技術資格数合計(有資格技術区分)①			6

・技術資格数合計(有資格技術区分)は、資格数を自動計算します。

・有資格技術職員とは、経営事項審査における「監理技術者」「主任技術者」になりうる資格や実務経験を有する者を指します。

・解体工事については、経過措置終了により、資格自体が解体工事の技術者になれない資格等を除いて、講習未受講等により、解体工事の技術者になれない場合は(経過措置終了により解体資格なし)になります。

受付番号

商号・名称 霧島工務店株式会社 始良営業所

業 態 調 査 (3)

その他の資格の内訳

根拠法等	コード	資格等	技術資格数
その他 (有資格区分外)	901	浄化槽設備士	
	902	浄化槽管理士	
	903	解体工事施工管理技士	
	904	推進工事技士	
	905	下水道技術検定(第一種)	
	906	下水道技術検定(第二種)	
	907	下水道管路管理技士(清掃)	
	908	産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)	
	909	1級舗装施工管理技術者	
	910	2級舗装施工管理技術者	
	911	石綿取扱作業従事者	
	912	排水設備工事責任技術者	
	913	ポンプ施設管理技術者(一級)	
	914	ポンプ施設管理技術者(二級)	
	915	配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)【(社)日本水道協会】	
	916	配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手・大口径)【(社)日本水道協会】	
	917	給水装置工事配管技能者	
	918	特定化学物質等作業主任者	
	919	特別管理産業廃棄物管理責任者	
	920	水道施設管理技士	
	921	街路樹剪定士	1
	922	農業指導士	
	923	破碎・リサイクル施設技術管理士	
	924	職業訓練指導員	
	925	水道配水用ポリエチレン管・継手・施工講習受講証【POLITEC】	
	926	継手接合研修会受講者(NS形・GX形・φ450mm以下)【日本ダクタイル鉄管協会】	
	927	継手接合研修会受講者(NS形・φ500mm以上)【日本ダクタイル鉄管協会】	
その他の資格数合計②			1
技術資格数合計(①+②)			7

水道施設工事の入札参加を希望する場合、以下の資格について、該当者がいる場合は必ず【様式3】で入力し、業態調査で入力漏れがないか確認すること。

以下、コード番号、資格名の順で列挙
 915 配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)【(社)日本水道協会】、
 916 配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手・大口径)【(社)日本水道協会】、
 925 水道配水用ポリエチレン管・継手・施工講習受講証【POLITEC】、
 926 継手接合研修会受講者(NS形・GX形・φ450mm以下)【日本ダクタイル鉄管協会】、
 927 継手接合研修会受講者(NS形・φ500mm以上)【日本ダクタイル鉄管協会】

委任状

令和 4 年 ○ 月 ○ 日

霧島市長 殿

「01申請書」を入力すると自動入力されます

住 所 鹿児島市○○○町○丁目○番○
号

商号又は名称 霧島工務店株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 霧島 太郎

実印押印する

印

私は、下記の者を代理人と定め、 令和4年 4 月 1 日から 令和6年 3 月 31 日
まで霧島市が発注する建設工事に関する次の権限を委任します。

記

「01申請書」を入力すると自動入力されます

(受任者)住 所 始良市○○町○○番○○号

商号又は名称 霧島工務店株式会社 始良営業所

代表者職・氏名 所長 霧島 三子

使用印を押印
する

印

委任事項

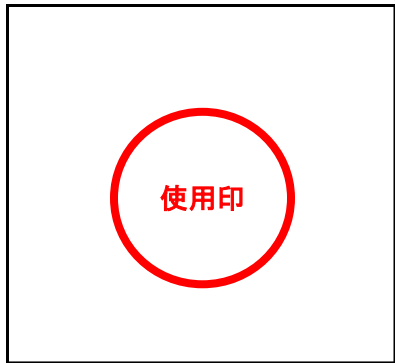
- 1 見積り及び入札について
- 2 契約の締結及び履行について
- 3 保証金又は保証物の納付、還付、請求及び領収について
- 4 契約代金(前払金を含む。)の請求及び受領について
- 5 復代理人の選任について
- 6 特定建設工事共同企業体を結成し、協定を締結する件
- 7 その他上記に付帯する一切の件

使用印鑑届

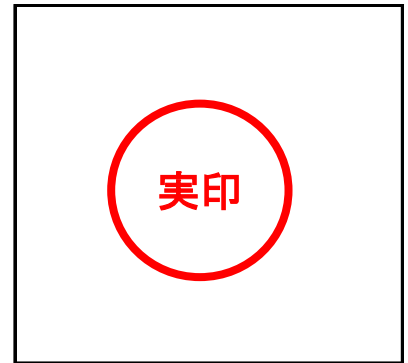
霧島市長 殿

実印を使用印とする
場合、この欄にも実印
を押印すること。
委任先がある場合
は、委任先の印が使
用印となります。

使用印



実印



上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

令和 4 年 ○ 月 ○ 日

「01申請書」を入力すると自動入力されます

住 所 鹿児島市○○○町○丁目○番○号

商号又は名称 霧島工務店株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 霧島 太郎

実印を押印
する



使用印鑑届は、委任の有無にかかわらず、入札参加資格を認められた後において、使用印の利用を有効とするものです。
今回の入札参加資格申請において、まだ使用印自体は有効ではありませんので、申し添えます。

非課税申立書

税種別	税目	法人	個人
市税等	法人市民税	<input type="checkbox"/>	—
	市町村県民税(特別徴収分)	<input type="checkbox"/>	—
	市町村県民税(普通徴収分)	—	<input type="checkbox"/>
	固定資産税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	軽自動車税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	国民健康保険税	—	<input type="checkbox"/>
県税	法人事業税	<input type="checkbox"/>	—
	個人事業税	—	<input type="checkbox"/>
国税	法人税	<input type="checkbox"/>	—
	所得税	—	<input type="checkbox"/>
	消費税及び地方消費税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

以上の税につきまして、課税客体がなく非課税であることを申し立てます。

霧島市長 殿

令和 4年 ○ 月 ○ 日

住 所 鹿児島市○○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 霧島工務店株式会社
 代表者職・氏名 代表取締役 霧島 太郎

実印

印

「01申請書」を入力すると自動入力されます

非課税によって税証明書が発行されない場合に、使用してください。
 税証明書が発行される場合は提出は不要です。

共通様式3

本市に支店・営業所があるかないかに関わらず全者提出のこと

令和4・5年度 市税等の課税・納付状況確認同意書

令和4・5年度入札参加資格審査申請に当たり、入札参加資格を有する期間において、市税等の課税・納付状況について、指名調査の際に、霧島市総務部工事契約検査課長が確認(調査)することに同意します。

霧島市長 中重 真一 殿

令和 4年 ○ 月 ○ 日

実印押印する

申請者

所在地・住所 鹿児島市○○○町○丁目○番○号
商号又は名称 霧島工務店株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 霧島 太郎

印

「01申請書」を入力すると自動入力されます。

申立書

霧島市長
中重 真一 殿

令和 4年 ○ 月 ○ 日

住 所 鹿児島市○○○町○丁目○番○号

商号又は名称 霧島工務店株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 霧島 太郎

実印

印

「01申請書」を入力すると自動入力されます。

当事業所は、本人・家族・夫婦のみで経営しており、雇用しているものはいないため、労災保険に加入しておりません。

申立書

霧島市長
中重 真一 殿

令和 4年 ○ 月 ○ 日

住 所 鹿児島市○○○町○丁目○番○号

商号又は名称 霧島工務店株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 霧島 太郎

実印

印

「01申請書」を入力すると自動入力されます

下記の理由で、建設業退職金共済に加入しておりません。
理由:

理由を記載してください。

資本関係又は人的関係に関する調書

令和4年 ○ 月 ○ 日

記入上の注意に従って、該当のない場合も「該当無し」の旨記載し、全者ご提出ください。

住 所 鹿児島市○○○町○丁目○番○号 **実印**

商号又は名称 霧島工務店株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 霧島 太郎 **印**

1. 資本関係がある他の入札参加資格者

「01申請書」を入力すると自動入力されます

ア) 親会社の関係にある他の入札参加資格者

商号又は名称	建設業の許可番号
株式会社○○建設	12-3456

イ) 子会社の関係にある他の入札参加資格者

商号又は名称	建設業の許可番号
該当無し	

ウ) 親会社が同じ子会社同士の関係にある他の入札参加資格者

商号又は名称	建設業の許可番号
該当無し	

2. 人的関係がある他の入札参加資格者

当社の役員等		関係先		
役職	氏名	商号又は名称	建設業の許可番号	役職、その他の関係
取締役	霧島 一郎	△△建設株式会社	12-56789	取締役、配偶者

※記入上の注意※

1. 記入の対象となるのは、霧島市建設工事等入札参加資格審査申請を行う者に限ります。
2. 該当しない項目には「なし」と記入し、必ず提出すること。
3. 1(1)親会社、子会社は、会社法第2条第3号及び第4号に規定する会社とします。本市建設工事等(コンサル含む。コンサルは建設業の許可番号は記入不要)の登録業者について記載すること。
4. 2.の関係先において役員を兼任している場合は、その役職名を記載してください。役職名には、「代表取締役」「取締役」「執行役」「業務執行社員」「理事」「管財人」又は「その他」のいずれかを記載し、監査役や執行役員等は役員に該当しないので記入しないこと。その他、代表者同士が血縁関係にあるなどの特別な関係がある場合は、その内容を記入すること。(コンサルを含む。)
5. 行が不足する場合は適宜追加して記入すること。

誓約書

私（個人である場合はその者、企業である場合は当社、団体である場合は当団体）は、下記の事項について誓約します。

なお、霧島市建設工事等入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）に基づく審査のため、下記の事項について、霧島市長が霧島警察署長に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が霧島市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員とであることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 霧島市建設工事等入札参加資格を有する期間において、霧島市より地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4第1項の規定により特別徴収義務者として指定された場合、速やかに個人住民税の特別徴収を実施いたします。

令和4年〇月〇日

霧島市長 殿

「01申請書」を入力すると自動入力されます。

実印

住 所 鹿児島市〇〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 霧島工務店株式会社
(フリガナ) キリシマ タロウ
代表者職・氏名 代表取締役 霧島 太郎

印

- 注1 自己及び自社の役員等の名簿（別紙）を添付してください。
- 注2 「法人等」とは、法人その他の団体又は個人をいいます。
- 注3 「役員等」とは、個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事又は業務委託の請負契約を締結する事務所の代表者をいいます。
- 注4 税務担当課に個人住民税の特別徴収の義務について照会を行いますので、税務担当課から連絡がある場合があります。

霧島工務店株式会社
代表取締役 霧島 太郎 殿

記入箇所はありません。

霧島市長 中重 真一
(総務部工事契約検査課扱い)

令和4・5年度入札参加資格通知書

貴社から提出された入札参加資格審査申請書について審査した結果、下記のとおり通知します。

記

- 申請書のとおり入札参加資格を認めます。
入札参加資格は、令和4年4月1日以降の公告又は指名通知から適用します。
この通知後に、代表者、建設業許可及び技術者等の変更があった場合は速やかに変更届を提出してください。
- 申請書について入札参加資格を一部認めます。
入札参加資格は、令和4年4月1日以降の公告又は指名通知から適用します。
この通知後に、代表者、建設業許可及び技術者等の変更があった場合は速やかに変更届を提出してください。
- 入札参加資格を認めません。

連絡先
霧島市総務部工事契約検査課
入札契約グループ
0995-45-5111(内線3952,3951)

◎入札参加資格有効期間中の手続きについて(重要)

- 建設業許可の失効や経営事項審査の有効期限切れ(決算日から1年7箇月)、またはコンサルタント業等で法律上必要とする資格登録等の失効があった場合、**入札参加資格を失うことがありますので、更新後は速やかに新しい書類を提出してください。また、更新中で有効期限に間に合わない場合は、更新中である旨を証明する書類を提出してください。**
- 入札参加資格審査申請書の内容に変更等が生じた場合は、本市が示している様式、あるいは国土交通省や鹿児島県の様式に準じて**変更届等を作成し、速やかに提出してください。**

共通様式10

令和4年 月 日

霧島工務店株式会社
代表取締役 霧島 太郎 殿

記入箇所はありません。

霧島市総務部工事契約検査課

令和4・5年度入札参加資格審査申請書受付通知書

鹿児島県霧島市工事契約検査課

建設工事	
受付番号	

- 1 提出された確認票のとおり、添付書類全てを受付しました。
- 2 書類審査の結果、差替え・追加提出を求める場合がありますのでご了承ください。

連絡先
霧島市総務部工事契約検査課
入札契約グループ
0995-45-5111(内線3952,3951)

ハガキ裏面記載例

受付印

令和4・5年度霧島市入札参加資格審査申請
について受付いたしました。

〒899-4332
鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市役所 総務部 工事契約検査課

受付用のハガキを添付された場合、裏面の記載内容は上記のとおりです。